

実務に直結！そしてわかりやすい！

《地方税徵収職員必携》

滞調法及び破産手続等と地方税の徵収

〔第二版〕

公益財団法人 東京税務協会

まえがき〔第二版〕

本書については、これまで、平成28年に初版を、平成30年に補訂版を発行したところです。いずれも、地方団体の徴税職員の間で大変な好評を得ることができ、おかげ様で在庫も残すところ僅かとなりました。そこで、次の出版においては内容をより充実させることとし、昨年暮れ頃より第二版の出版作業を開始しました。七月末に一応の作業を終え、今月に至り、どうにか出版に漕ぎつけることができました。

第二版においては、先ず、初版の解説の補足に努めました。しかし、それに止まらず、《参考》を増やし（その多くは、これまで、当協会発行の定期刊行誌「東京税務レポート」に登載したものに若干の加筆・訂正を加えたものです。）、内容の大幅な充実を図りました。特に、仮差押えとの関係、会社の解散・清算との関係、繰上徴収に重点を置きました。いずれも徴税実務においては重要な課題であり、市販の参考書にはあまり解説が見られないものです。《参考》には私見が含まれますが、これには筆者からの問題提起という意味合いもあります。読者の皆様には、是非、筆者のこのような意図を汲んでいただければと思います。

本書が初版と同様に、地方団体の徴税の職場において積極的に活用されることを期待します。

令和5年11月

公益財団法人 東京税務協会

執筆者 専門講師 斎藤博史

まえがき〔初版〕

徴収実務において民事執行法や滞調法、破産法等に関連した事案は、件数が比較的少ないとこや民事法関係の専門的知識を必要とすることなどから、徴収担当者は、既に刊行されている参考書の解説を頼りに対応せざるを得ない状況にあります。しかしながら、こうした分野の参考書は数が少なく、ましてや、地方税の実務に直結した内容のものとなると殆ど無いに等しいと言っても過言ではありません。

そこで、地方税の徴収に際して、担当者の実務処理が、よりスムーズにできるようにとの願いをこめて、この度本書を刊行することといたしました。幸い、すでに当協会発行の「職員のためのQ&A滞納整理の基本事例解説」や「東京税務レポート基本事例解説」の中に、関連する事項の解説を述べたものがありますので、これらも本書に加えることで、内容の一層の充実を図りました。

また、編集にあたっては、次の事項に配慮しました。

- 初心者にもわかりやすく、かつ実務に直結したものとする
- 平易な表現で読みやすいものとする
- 住民税や固定資産税等地方税を中心とした解説をする
- 滞調法や破産法と関連のある他のテーマについての解説も加える
- 根拠条文や関係条文をできるだけ記載する

今後、皆様のご意見、ご要望を踏まえながらさらに工夫・改善を重ね、より一層皆様の業務の便に資することができるよう努めて参ります。地方団体その他の関連団体において徴収事務に従事している職員の皆様に、本書が広く活用されることを願ってやみません。

平成29年8月

公益財団法人 東京税務協会
執筆者 専門講師 斎藤博史

目 次

まえがき〔第二版〕

まえがき〔初版〕

本書を使用するに当たっての注意事項

第1章 滞 調 法	1
第1 はじめに	1
1 趣旨・目的	1
2 地方税の徵収との関係	2
3 調整の対象となる手続	3
4 調整の対象となる財産	9
5 手続調整の概要	10
6 滞納処分相互間及び滞納処分と強制執行等との競合の諸事例	10
第2 不動産競売事件との関わり	20
1 はじめに	20
2 不動産競売手続の基本的仕組み	23
3 交付要求から配当金受領までの取扱いと留意点	29
4 滞調法の続行決定	38
第3 不動産についての手続の調整	46
1 滞納処分による差押えが先行する場合	46
2 強制執行による差押えが先行する場合	50
3 仮差押えとの調整	53
4 無剰余競売の取消しと優先債権者の同意	56
5 形式的競売と交付要求	58
6 換価執行決定と強制執行等との関係	60
《参考1》 根抵当権の設定された不動産の差押え	66
1 はじめに	66
2 (普通の) 抵当権と根抵当権	67
3 根抵当権の元本の確定	68
4 おわりに	71

《参考2》 仮差押えの執行された不動産と滞納処分	72
1 はじめに	72
2 仮差押えの意義等	72
3 仮差押えの処分制限（禁止）の効力	72
4 仮差押えと滞納処分	74
5 仮差押え後の譲渡（所有権移転）と滞納処分	79
《参考3》 不動産競売事件に係る国税徴収法第55条の通知の相手方	85
1 はじめに	85
2 国税徴収法第55条の趣旨・目的	85
3 「1・(1)」について	89
4 「1・(2)」について	89
第4 債権についての手続の調整	91
1 債権について滞調法が適用される場合	91
2 民事債権執行の基本的仕組み	93
3 債権の差押えと第三債務者の供託	96
4 第三債務者の事情届（供託書正本添付）の提出等	101
5 義務供託の場合の第三債務者に対する費用の支払い	103
6 義務供託の場合の執行裁判所の配当手続等	103
7 滞調法による供託と延滞金計算の終期	107
8 滞納処分による差押えが先行する場合	109
9 強制執行による差押えが先行する場合	114
10 仮差押えとの調整	121
第5 滞調法の関係様式	125
《参考4》 給与債権についての滞納処分と強制執行等との競合	136
1 はじめに	136
2 滞納処分と強制執行等とが競合した場合の差押禁止額 （差押可能額）の取扱い	136
3 各ケースの検討	139
4 おわりに	142

《参考 5》 地方公共団体が過誤納還付金の支払債務について強制執行による差押え等を受けた場合の第三債務者としての対応	143
1 はじめに	143
2 強制執行による差押え	143
3 差押債権者に対する還付	143
4 過誤納金の供託	144
5 転付命令	144
6 仮差押えの執行	144
7 滞納処分による差押え	145
8 差押えと過誤納金充当	145
《参考 6》 仮差押えに係る担保供託等と滞納処分	147
1 はじめに	147
2 仮差押命令の担保	147
3 仮差押解放金	152
4 みなし解放金	156
第 2 章 破産手続との関係	160
第 1 破産手続の意義と概要	160
第 2 破産手続における租税債権の地位	165
1 はじめに	165
2 租税債権の地位の取扱区分	165
3 会社の破産と法人住民税	171
第 3 破産手続からの徵収	174
1 財団債権に該当する租税	174
2 破産債権に該当する租税	177
第 4 破産手続開始決定と滞納処分	179
1 破産手続開始決定と滞納処分	179
2 交付要求の取扱い	184
3 (狭義の) 交付要求に基づく配当金の交付先	184
4 破産手続開始の申立てがあった場合の包括的禁止命令	185

第5 その他	188
1 破産と過誤納金充当	188
2 法人破産において不動産が破産財団から放棄された場合の賦課徴収手続上の問題点	188
3 連帶納税義務者の破産	188
《参考7》 破産手続における地方税の取扱区分（事例解説）	190
事例	190
1 はじめに	190
2 事例の3税目の取扱区分	191
3 おわりに	195
《参考8》 破産手続の開始と固定資産税納税通知書の送付先	196
1 はじめに	196
2 破産手続開始後の固定資産税納税通知書の送付先	196
3 会社破産の場合の問題点	200
《参考9》 破産手続開始日と同日(又はその直近日)に執行された滞納処分による不動産差押えの効力	209
1 破産手続開始に伴う登記の嘱託	209
2 破産手続開始と滞納処分による不動産差押え（登記）との関係	210
《参考10》 共助対象外国租税及び外国租税滞納処分との関係	213
第3章 会社の解散及び清算手続との関係	217
第1 会社の解散及び清算手続	217
1 はじめに	217
2 通常清算手続と地方税の賦課徴収	218
3 休眠会社のみなし解散との関係	220
4 会社の破産と取締役の地位	222
5 利害関係人の申立てによる取締役、清算人の選任	222
第2 特別清算手続との関係	226
1 手続の概要	226
2 会社の地位、手続の機関	226

3 租税債権の取扱い	227
4 滞納処分手続との関係	227
《参考11》 特例有限会社及び合同会社	229
1 はじめに	229
2 特例有限会社	229
3 合同会社	231
4 おわりに	237
《参考12》 法人に対する書類の送達	238
1 はじめに	238
2 法人に対する書類の送達	240
3 民事訴訟法の場合	243
4 租税法の場合	244
5 所在不明の法人に対する送達	245
6 法人に対する交付送達	247
7 法人代表者の死亡と公示送達	248
第4章 繰上徴収及び繰上差押え	252
第1 繰上徴収	252
1 趣旨等	252
2 留意点	253
第2 繰上差押え	255
《参考13》 終了した強制換価手続と繰上徴収	259
《参考14》 繰上徴収と時効進行の起算点	262
第5章 民事再生手続等との関係	265
第1 民事再生手続との関係	265
1 手続の概要	265
2 再生手続開始の申立て	266
3 再生債務者の地位、手続の機関	267
4 各債権の地位・取扱い	268
5 租税債権の取扱い	271

6	滞納処分手続との関係	272
7	一般優先債権、共益債権と再生計画	272
8	猶予制度適用の検討	273
9	再生手続から破産手続に移行した場合(牽連破産の場合)の取扱い	275
第2	会社更生手続との関係	277
1	手続の概要	277
2	更生会社の地位、手続の機関	278
3	各債権の地位・区分	278
4	更生手続からの徵収	280
5	滞納処分手続との関係	282
6	更生計画における徵収猶予、減免等	284
《参考15》 租税債権優先原則と担保権付私債権との調整及び法定納期限等		286
1	はじめに	286
2	租税債権優先原則の法的性質	287
3	倒産法制等と租税債権優先原則	290
4	抵当権付私債権との調整	291
《重要》「法定納期限」について		293
	付・「納期限」「法定納期限」「法定納期限等」の一覧表	297

《本書を使用するに当たっての注意事項》

1 法令等の名称の省略等

法令を（）書きで引用する場合、また、関係条文として【】内に記載する場合には、一部の主要法令の名称を次のように略します。また、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令」「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則」については、本文においても略称を用います。なお、条文の準用については「（〇〇法第〇条、第〇条準用）」のように略します。

地税法←地方税法

地税令←地方税法施行令

徴収法←国税徴収法

徴収令←国税徴収法施行令

徴収法基通←国税徴収法基本通達

滞調法←滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

滞調令←滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令

滞調規←滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則

滞調法通達←滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達

民執法←民事執行法

民執規←民事執行規則

保全法←民事保全法

※「民保法」と略すべきかもしれません。しかし、「ミンホホウ」

では発音しづらいので、「保全法」としました。

再生法←民事再生法

更生法←会社更生法

更生規←会社更生規則

2 「納税者又は特別徴収義務者」を「納税者等」と、「納付又は納入」を「納付」と略す場合があります。

3 本書においては、「筆者の見解」、「筆者の疑問」、「筆者の意見」コーナーのほか、本文や《参考》においても執筆者の私見を述べるところがありますのでご留意願います。

4 《参考》の末尾に《滞納整理実務検討会》とあるのは、筆者も一員である当会において東京税務レポート誌に投稿した解説です。

5 官報により公布される法律は縦書きで書かれているため、数字は「項」の番号を除き、基本的に漢数字が用いられています。しかし、本テキストは横書きのため、原則として算用数字により表記しました。ただし、「前二項」のような表記については、そのまま漢数字を用いました。また、「項」の番号について、公布された法律には、「1」の表示はありませんが（※）、本書においては「第1項」として記しました。

6 見出しが条文の一部です。条文の正式の見出しが「（）丸の括弧」が用いられています。しかし、憲法、地方自治法（の一部）、刑事訴訟法など正式の見出しがない条文についても、市販の法令集等には出版社が便宜上見出しが付いている場合があります。この場合は、正式の見出しと区別するために【】などを用いているようです。しかし、本書においては、すべて「（）丸の括弧」により表記しました。

※）参考 条文の「条、項、号」について

「条」は条文の基本的な単位です。「条」を内容により細分化するときは「項」を用います。「条」や「項」を、さらに細分化して列記するときは「号」を用います。「号」を細分化するときは「イ、ロ、ハ」が用いられ、これをさらに細分化するときは「（1）、（2）、（3）」が用いられます。なお、「号」が列記された場合には、本体の部分（各号列記以外の部分）を、「柱書（はしらがき）」ということがあります。

公布された法律の条文の番号は漢数字が用いられ、「項」の番号は算用数字が用いられます。また、「号」の番号は漢数字で表記することとされています。ただし、「項」のうち「第1項」の番号については、公布された法律には、「1」の表示は付けられていません。「項」の番号が算用数字であるのは、そもそも「項」は、文章の段落であるからです。第2項以下に算用数字により番号を記しているのは、あくまで検索や引用の便に資するために過ぎないのです。したがって、条文の番号の直ぐ下から書き出されている部分が第1項であるのは当然のことなので、「1」の番号を付していないのです。

第1章 滞 調 法

滞調法が調整の対象としている財産のうち、地方税の徵収実務において関わることがあるのはほとんど「不動産」又は「債権」です。そこで、本書においては、「不動産」と「債権」のみを取り上げます。さらに、できるだけ実務に即したものとするため、「不動産」においては、不動産競売事件に対する交付要求（これ自体は滞調法の手続ではありません。）と、強制執行による二重差押えがされた場合の続行決定をめぐる問題を独立した項目として解説することにしました。また、「債権」においては、予備知識として、手続の調整の理解に必要な範囲で差押えと供託をめぐる問題等を先に解説することにしました。

この点、他の滞調法関係の参考書等と比較すると少し変則的な構成となっていますのでご留意願います。

注) 以下、滞調法の解説において、「滞納処分による差押えを執行した
徴税機関等」については、その時々の文脈や解説の便宜から「滞納処
分庁」「滞納処分による差押庁」「徴税機関等」などの異なる用語を用
いますので、あらかじめお断りしておきます。

第1 はじめに

1 趣旨・目的

滞納処分と金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行、仮差押え又は担保権の実行としての競売は、いずれも特定の者の特定の財産から債権の強制的満足を図るための手続です。このため、特定の財産について滞納処分と強制執行等の手続が競合する場合には、両手続相互間の調整を図ることが必要となります（※）。「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年5月2日法律第94号）」は、このような目的のために制定されたものです（昭和32年10月1日施行）。

※) 滞調法が制定される前は、滞納処分による差押えと強制執行による差押えの競合は許されないとするのが通説・判例でした（実務もこれに従っていたといわれています。）。このため、次のような問題が生じていました。

《滞納処分が先行する場合》

- 滞納処分による差押えがされてしまうと、強制執行等の申立てが受け付けられないため、公売手続が進行しない限り、私債権者は傍観するしかなかった。
- 滞納処分による差押え後滞納金を完納したことにより差押えが解除された場合、私債権者が差押えの解除を知らない間に当該財産が第三者に譲渡されてしまうということがあった。
- 滞納処分によって租税債権が満足を得た後の配当残余金を私債権者に交付するための配当手続を欠いていた。

《強制執行が先行する場合》

- 強制執行手続に租税債権者は交付要求をすることはできたが、強制執行による差押えが取り消されると効力を失ってしまうため、徴税機関は改めて差押えをしなければならなかった。その間に当該財産が第三者に譲渡されてしまうということがあった。

※ 「…特に不動産については、従来差押中に権利の移転登記を行い、差押の基礎となった税金なり私債権なりを弁済して差押の解除を受けるという例が少なくなかった…」そうです（昭和32年発行「条解国税徵収法」桃井直造編より）。

2 地方税の徵収との関係

この法律において「滞納処分」とは、国税徵収法（昭和34年4月20日法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいうものとされています（滞調法第2条第1項）。したがって、地方税の徵収にも当然に適用されます。

また、この法律における「徵収職員等」とは、徵収職員、徵税吏員（地税法第1条第1項第3号）その他滞納処分を執行する権限を有する

ものをいうものとされています（滞調法第2条第2項）。

このように滞調法は、地方税法が国税徴収法の滞納処分の規定を準用することにより、当然に地方税の徴収についても適用されることになります。また、社会保険料等の「公課」についても広く適用されます。

3 調整の対象となる手続

滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売との間で手続の調整が図られています（滞調法第1条）。次に滞納処分手續の相手方となる民事の各手續について簡単に説明します。

（1）強制執行

例えば、AさんがBさんに対し、半年後に返還してもらう約束で100万円を貸し渡したとします。返済期限までにBさんから返してもらえたなかった場合、Aさんはどうすればよいでしょうか。交渉や話し合いが効を奏さなかったとしてもAさんはBさんの自宅に乗り込んで勝手に家探しをすることなどできません。近代の法律では、こうした権利者による自力執行は許されないのです。

この場合は、国家機関である裁判所により、Bさんが所有する財産を強制的に換価（売却等）してもらい換価代金の中から配当等により弁済を受けるしかないのでです。このような裁判所（国家権力）によって強制的に権利を実現する作用を「強制執行」といいます（民執法第2章）。

強制執行を裁判所に申し立てるためには、先ず、AさんがBさんに対し貸金の返還を請求することのできる権利が存在することを国家機関である裁判所等に公証してもらわなければなりません。例えば、AさんはBさんを相手に貸金の返還を求めて訴えを起こし確定判決を取得することが必要なのです。「被告は原告に対し金100万円及び令和〇年〇月〇日より完済まで年〇分の割合による金員の支払いをせよ」という判決を取得することが必要なのです。

このような国家が権利者の請求権の存在とその範囲を認定し強制執行を行ってもよいとする、いわばお墨付のことを「債務名義」といいます。強制執行を申し立てるには確定判決等の債務名義が必要となります

(民執法第22条)。

強制執行には、本事例のように金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（略して「金銭執行」といいます。）と、不動産の引渡しのように金銭の支払いを目的としない請求権についての強制執行（略して「非金銭執行」といいます。）とがあります。滯調法において調整の対象となるのは前者の金銭執行です。

なお、金銭執行とは、動産としての「金銭」に対する強制執行のことではありませんので注意してください。

【民執法第22条（債務名義）】

強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

第1号 確定判決

第2号 仮執行の宣言を付した判決

第3号 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあっては、確定したものに限る。）

以下 …略…

※) 執行力のある債務名義の正本

「強制執行」の用語解説において、強制執行を申し立てるには確定判決等の債務名義が必要であると述べました。その債務名義とはより正確にいうと執行文の付された債務名義の正本です（民執法第25条）。これを「執行力のある債務名義の正本」とか「執行正本」といいます。例えば、判決があったとしても上訴により取り消される場合もあります。また、判決に条件が付されていたら、判決後に当事者に相続が開始したりする場合もあります。強制執行を実施する機関が、こうしたことを確認することは困難であり、また、これを確認していたのでは執行に支障をきたしてしまいます。そこで、強制執行に際しては強制執行をできるか否か、誰が誰に対して強制執行をできるか等を証明するための文言を債務名義に付記することにしているのです。これが執行文です。通常は

「債権者Aは債務者Bに対しこの債務名義により強制執行をすることができる」などと記載されます。

【民執法第25条（強制執行の実施）】

強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

（2）仮差押えの執行

上記の例においてBさんは預金等の財産を所有していたとします。しかし、Aさんが訴訟をしている間にこれらの所有財産を処分されてしまったのでは、将来、Bさんの所有財産に対し強制執行をすることができません。Aさんが訴訟に勝って確定判決を取得できたとしても無意味となってしまいます。

そこで、将来の強制執行（金銭執行）が不能又は困難となるおそれがある場合に、あらかじめ債務者の財産を暫定的に差し押さえておく保全措置を行うことのできる制度が設けられています。これが「仮差押え」です（民保法第1条、第20条）。

仮差押命令の申立ては、本案の管轄裁判所か、仮に差し押さえるべき物の所在地を管轄する地方裁判所にしなければなりません（保全法第12条第1項）。また、仮差押命令は、動産を除き、特定の物について発しなければならないとされています（保全法第21条）。

例えば、本案の管轄裁判所の管轄がA地域であり、債務者がA地域とB地域に不動産を所有していた場合、本案の管轄裁判所は、A地域に所在する不動産であっても、B地域に所在する不動産であっても仮差押命令を発することができます。しかし、（本案の管轄裁判所ではない）B地域を管轄する裁判所は、「仮に差し押さえるべき物の所在地を管轄する地方裁判所」となりますので、B地域に所在する不動産についてのみ仮差押命令を発することができます。

なお、仮差押命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起する

ことができるとき、又は仮に差し押さるべき物が日本国内にあるときに限り、することができます（保全法第11条）。

仮差押えの執行は、動産を除き（執行官が執行機関となります）、原則として仮差押命令を発した裁判所が行います。しかし、債権者に対して仮差押命令が送達された日から二週間を経過したときは、することができません。

※仮差押えについての理解に資するため、《参考2 仮差押えの執行された不動産と滞納処分》及び《参考6 仮差押えに係る担保供託等と滞納処分》を載せておきました。

【保全法第1条（趣旨）】

民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

【保全法第2条（民事保全の機関及び保全執行裁判所）】

第1項 民事保全の命令（以下「保全命令」という。）は、申立てにより、裁判所が行う。

第2項 民事保全の執行（以下「保全執行」という。）は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

第3項 裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

【保全法第20条（仮差押命令の必要性）】

第1項 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。